

1
2
3 4 学校における体制整備
4

5 ⑩ 学校長が最終的な責任を持って安全の確保のための体制の整備を行うた
6 め、学校長の統括の下で、関係者からなる校内委員会が設置されている
7 こと

8
9 ⑪ 看護師が適正に配置され、児童生徒等に対する個別の医療環境に関与す
10 るだけでなく、上記校内委員会への参加など学校内の体制整備に看護師
11 が関与することが確保されていること

12
13 ⑫ 実施に当たる教員の理解が十分に得られていること

14
15 ⑬ 児童生徒の健康状態について、保護者、主治医※、学校医、養護教諭、
16 看護師、教員等が情報交換を行い連携を図れる体制の整備がなされてい
17 ること。同時にそれぞれの責任分担が明確化されていること

18 ※ 主治医の了承の下に学校が依頼した「指導医」がいる場合は「指導
19 医」も含む。

20
21 ⑭ 盲・聾・養護学校において行われる医行為に関し、一般的な技術の手順
22 書が整備され、適宜更新されていること

23
24 ⑮ 指示書や指導助言の記録、実施の記録が整備されていること

25
26 ⑯ ヒヤリハット事例の蓄積など、医師・看護師の参加の下で、定期的な実
27 施体制の評価、検証を行うこと

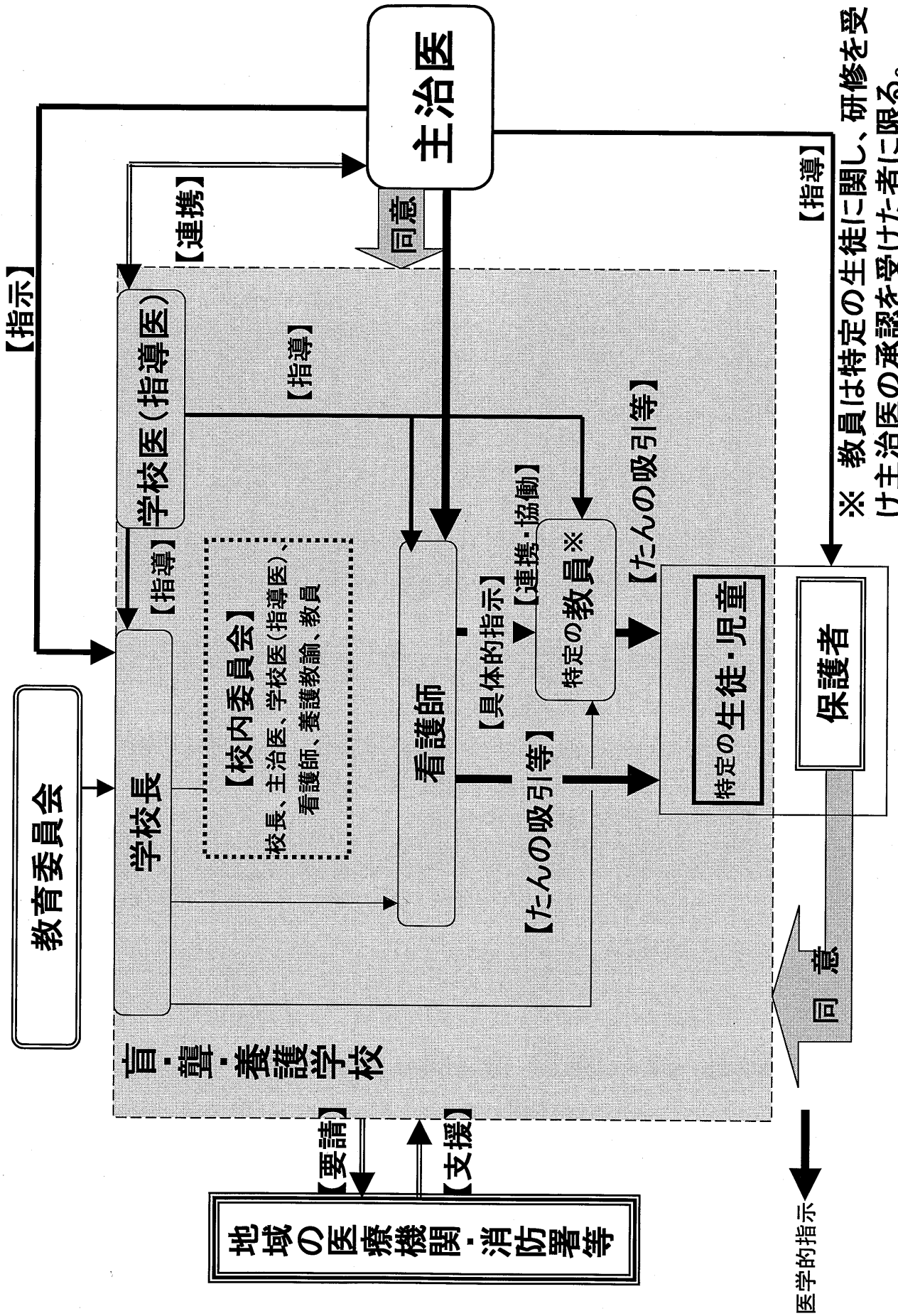
28
29 ⑰ 緊急時の対応の手順があらかじめ定められ、その訓練が定期的になされ
30 ていること

31
32 ⑱ 校内感染の予防等、安全・衛生面の管理に十分留意すること

33
34
35 4 地域における体制整備
36

- 1 ⑱ 医療機関、保健所、消防署等地域の関係機関との日頃からの連絡支援体
2 制が整備されていること
3
4 ⑳ 都道府県教育委員会において、総括的検討・管理が行われる体制の整備
5 がなされていること
6

盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の実施体制（例）



※ 教員は特定の生徒に関し、研修を受け主治医の承認を受けた者に限る。